



除雪用具 お貸しします

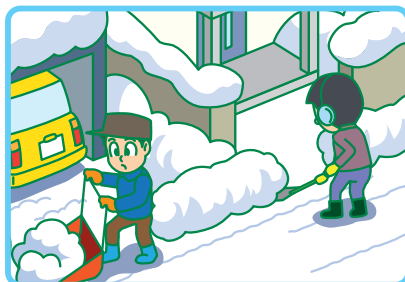
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



道路の除雪



個人宅の間口除雪



消火栓やごみステーション
周辺の除雪



**除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）を
お貸しします**

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- **貸出の対象となる方** 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- **貸出の期間** 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- **貸出料** 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

[申請書の様式は、札幌市雪対策室（札幌市役所本庁舎8階）、各区の土木センターで配布しています。]

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・ 活動の内容、活動人数および回数（予定数）
- ・ 用具の種類および数量
- ・ 借用の期間
- ・ 用具を保管する場所
- ・ 連絡担当者（氏名）

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

[用具の借用期間（1年間）を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。]

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター（土木部維持管理課）までお問い合わせください。

各区土木センター（土木部維持管理課）			
中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011